(ウ)　北緯二五度一三分一五秒
　　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒
　　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒
　　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒
　　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月四日

防衛大臣　一川　保夫

日　時　平成二十三年十一月八日から同月十日（予備同月十一日）の〇六〇〇から二四〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒
　　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
　　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
　　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度〇二分一三秒
　　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦三隻、航空機二機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月四日

防衛大臣　一川　保夫

日　時　平成二十三年十一月十四日（予備、同月十五日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒
　　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
　　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
　　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒
　　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦四隻、航空機一機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月四日

防衛大臣　一川　保夫

日　時　平成二十三年十一月十八日及び同月二十一日（予備、同月十九日及び同月二十二日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒
　　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒
　　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒
　　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒
　　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒
　　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度一八分一三秒
　　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月四日

中部地方整備局長　足立　敏之

道路の種類　一般国道
路線名　十九号
道路の区域

区間　塩尻市大字贄川字橋向二二五二番八から同市大字贄川字桃岡二一八九番一まで

変更前　敷地の幅員　延長　一五・一七～二六・〇（メートル）　〇・一二八（キロメートル）
変更後　一五・一七～三一・二二　〇・一二八

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月四日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　長崎県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第三十八号佐々都市計画道路事業三・四・三号棚方崎真申線
三　事業施行期間　自平成十年一月十四日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成十年建設省告示第三十八号、平成十六年九州地方整備局告示第六十三号及び平成二十一年九州地方整備局告示第五十一号の事業地のうち長崎県北松浦郡佐々町小浦免字羽恵崎地内において事業地を変更する。
　使用の部分　平成十年建設省告示第三十八号、平成十六年九州地方整備局告示第六十三号及び平成二十一年九州地方整備局告示第五十一号の事業地に長崎県北松浦郡佐々町小浦免字羽恵崎を加える。

○防衛省告示第二百六十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月四日

防衛大臣　一川　保夫

日　時　平成二十三年十一月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦　自衛艦五隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。